

STOP！ 農地の違反転用

農地転用とは

農地を住宅や工場などの建物敷地、資材置場、駐車場など、農地以外の用途に転用することです。農地を一時的に資材置場などに利用する場合も転用になります。

農地転用には事前に許可が必要

農地転用をする場合には、農地法 4 条[■]か 5 条[■]の許可が必要です。

- 農地法 4 条とは、農地の所有者が自らその農地を農地以外のものに転用する場合の手続きのことです。
- 農地法 5 条とは、農地の所有者でない者が、農地の購入・賃借などの後に農地以外のものに転用する場合の手続きのことです。

違反転用には罰則があります

許可なく転用した場合や、事業計画通りに転用していない場合などは、農地法に違反することになり、農地の所有者を含めた違反転用者には次のような厳しい措置が講じられる場合があります。

- ・工事の中止や原状回復などの命令
- ・罰則の適用(3年以下の懲役または 300 万円以下の罰金、法人の場合は 1 億円以下の罰金)

STOP！ 農地の違反転用

農地は、私たちの生活を支える食料を安定的に供給するために欠かせない社会基盤であり、国民みんなの大切な財産です



問 農業委員会事務局
☎ 286 - 3277

農地賃借料の目安

実勢賃借料は、昨年1年間(令和3年1月～12月)に結ばれた賃貸借契約を基に求められたものです。

令和4年度の実勢賃借料は右のとおりです。農地の賃貸借契約を結ぶ際の目安としてご活用ください。

問 農業委員会事務局 ☎ 286 - 3277

実勢賃借料(10 アール当たり)

田 14,000 円または米 80kg

畑 10,000 円

※あくまでも目安です。農地の状況を踏まえ、お互い十分に話し合った上で金額を決定してください。

～申請期限が近づいています～ 子育て世帯への臨時特別給付金

子育て世帯への臨時特別給付金について、申請が必要で、まだお済みでない人は、早めに申請されますようお願いいたします。

要申請者であるにもかかわらず、まだ申請書類が届いていない人は、問い合わせ先へご連絡ください。

なお、申請の要・不要や必要書類など詳しくは、本紙 1 月号か町ホームページでご確認ください。



申請期限

3月31日(木)

問 子育て世帯への臨時特別給付金窓口
☎ 234 - 6150